

会員の資格に関すること

会員の資格にに関して、下記のとおり承認を求める。

平成18年8月23日提出

大和町・三橋町商工会合併協議会
会 長 小宮琢士

協議項目番号	7	協議項目名	会員の資格に関すること
協 議 内 容			
(会員の資格)			
三橋町の定款を使用するものとする。			

三 橋 町 商 工 会	
会員資格	<p>【定款】</p> <p>第9条 本商工会の会員たる資格を有する者は、本商工会の地区内において、引き続き6月以上営業所、事務所、工場又は事業場（以下「営業所等」という。）を有する商工業者、第52条に定める青年部の部長及び副部長並びに第57条に定める女性部の部長及び副部長とする。</p> <p>ただし、次に掲げる者は、本商工会の事業の円滑な推進のために必要であるとして、理事会が特に承認した場合は、会員となることができる。</p> <p>(1) 本商工会の地区内に引き続き6月に満たない期間営業所等を有する商工業者</p> <p>(2) 本商工会の地区内で事業活動を行う次に掲げる団体</p> <ul style="list-style-type: none"> 相互会社 中小企業等協同組合 信用金庫 労働金庫 公社 青色申告会 法人会 スタンプ会 商店会 特定非営利活動法に基づく特定非営利活動法人 医療法人 社会福祉法人 産学連携・商工会事業等に関わる学校法人 地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する社団法人 地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する財団法人 まちづくり、教育・文化、観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人 <p>(3) 本商工会の地区内で自己の名をもって事業活動を行う次に掲げる個人</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師 歯科医師 <p>(賛助会員)</p> <p>第18条 会員たる資格を有しない者であっても、本商工会の趣旨に賛同する者は、本商工会の賛助会員になることができる。</p> <p>2第10条(加入)及び第12条から第17条まで(会費、過怠金、会員権の停止、脱退、除名、届出)の規程は、賛助会員について準用する。</p>